

地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途の明確化について

平成26年4月1日からの消費税率の引き上げに伴い、増収となった地方消費税交付金(社会保障財源化分)については、全て社会保障施策に充てることとされています。

令和3年度決算における社会保障関係経費の状況は、次のとおりです。

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

		経 費	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国(県) 支出金	村債	その他	引上げ分の 地方消費税 (社会保障財源 化分の市町村 交付金)	その他
民生費	社会福祉費	605,489	254,324	0	0	105,321	245,844
	老人福祉費	498,438	0	0	0	160,299	338,139
	児童福祉費	1,582,958	958,815	0	114,296	181,785	328,062
	小 計	2,686,885	1,213,139	0	114,296	447,405	912,045
衛生費	保健衛生費	166,121	31,322	0	0	40,429	94,370
	小 計	166,121	31,322	0	0	40,429	94,370
合計		2,853,006	1,244,461	0	114,296	487,834	1,006,415